

中期収納対策基本方針

(平成 30 年度～平成 32 年度)

札幌市国保特別収納対策本部

目 次

1	はじめに	P 2
2	重点項目	P 2
3	具体的取組内容	P 3
4	全市の目標	P 5
5	各区の目標	P 6
6	各区における進捗管理	P 6
7	その他の取組	P 7

1 はじめに

札幌市国保では、中期的な視野に立ち、計画的に収納対策を進めていくため、平成 27 年度～平成 29 年度までの 3 か年の収納対策基本方針を定め、収納率の向上を図ってきた結果、平成 29 年度は現年分収納率が 93%を超え、当初計画で掲げた 3 年間合計で+1.5%以上の達成が可能な見込みであるなど、その効果が順調に表れているところである。

今後も、国民健康保険制度の信頼性維持に向けた公平性の確保のため、これまで行ってきた各種収納対策を引き続き実施する必要がある。

そこで、次の 3 か年においても、これまでの基本方針を引き継ぎつつ、中期的な視野に立ち、計画的に収納対策を進めていくため、以下の通り、平成 30 年度～平成 32 年度までの 3 か年の収納対策基本方針を定める。

2 重点項目

(1) 滞納の未然防止

滞納整理の中心はすでに発生している滞納を整理していくことであるが、新たに発生する滞納を未然に防止しなければ滞納額は増加し、結果として滞納整理を推進しても滞納額は減少しないことになる。そこで、口座振替率の維持向上や納期限の遵守などにより、滞納の未然防止を徹底していく。

(2) 現年分の年度内完納の徹底

現年分は、所得減少等の事由により納付が困難となった場合には、減免制度により状況に応じた賦課に変更されるため、特別な事情がある場合を除いては、年度内に納付してもらわなければならない。そこで、早期滞納解消の徹底や折衝機会の確保などにより、現年分の年度内完納を徹底していく。

(3) 滞納繰越分の滞納整理の徹底

滞納の長期化や単純時効による不納欠損を防ぐため、滞納繰越分の滞納整理を徹底していく必要がある。そこで、滞納解消資力を的確に見極め、自主納付、差押、処分停止のいずれかの手法で、いつまでに滞納解消とするか明確に判断することにより、滞納繰越分の滞納整理を徹底していく。

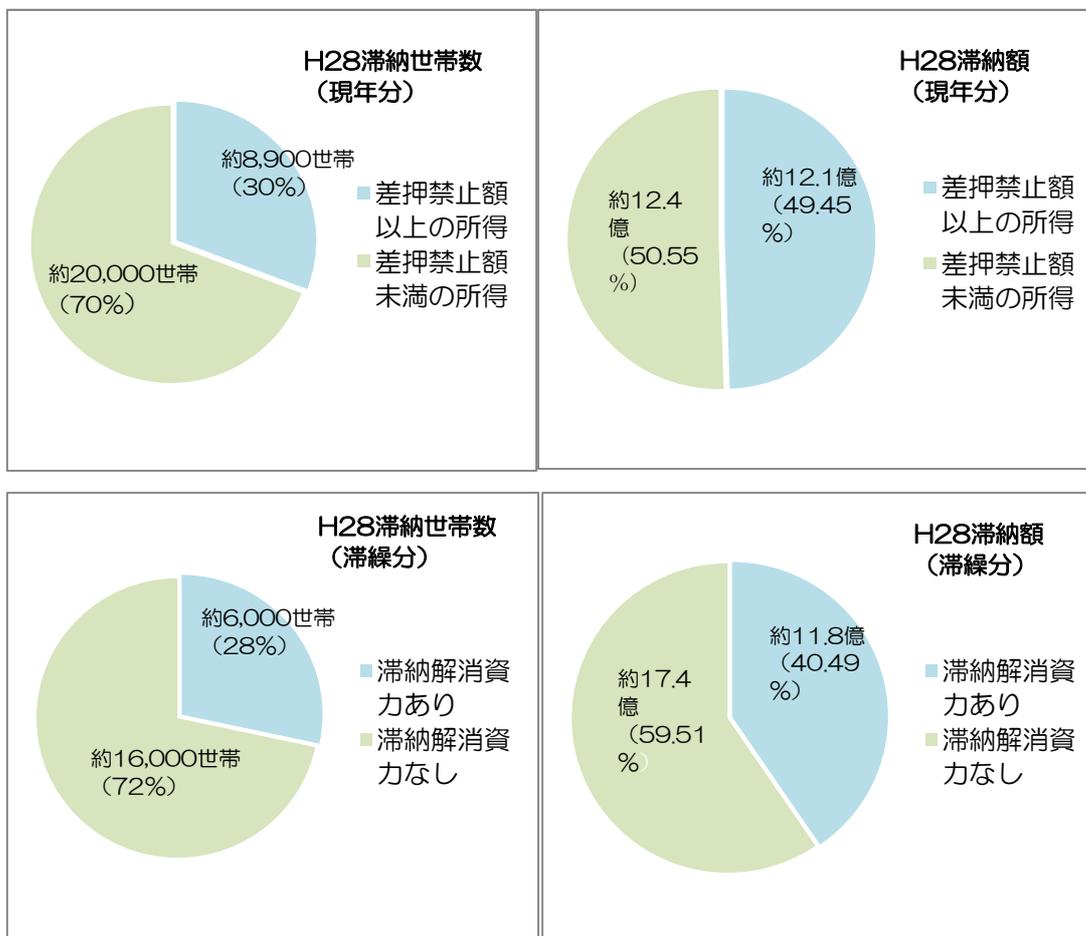
3 具体的取組内容

- 滞納の未然防止、年度内完納の徹底（現年分）、滞納整理の徹底（滞納繰越分）の重点項目を踏まえ、下表のとおり、対象ごとに手段や役割分担を明確にし、効率的・効果的に取り組むこととする。

重点項目	取組	対象	手段	主な担当		
				保	収	サ
1 滞納の未然防止	①口座振替の加入促進	新規加入世帯	口座振替勧奨	○		
		滞納解消世帯	口座振替勧奨		○	○
	②納期限遵守の徹底	新規加入世帯	説明	○		
		滞納解消世帯	口座振替勧奨		○	○
		分割約束世帯	口座維持		○	△
2 年度内完納の徹底 (現年分)	①早期滞納解消の徹底	初期滞納世帯※	催告			○
	②折衝機会の確保	継続滞納世帯	訪問、電話、文書、短期証		○	○
	③資力の見極め		生活状況調査、財産調査		○	○
	④資力に応じた対応	資力あり	催告、納付管理、滞納処分		○	○
資力なし		催告、納付管理			○	
3 滞納整理の徹底 (滞繰分)	①折衝機会の確保	滞納全世帯	訪問、電話、文書、短期証		○	○
	②資力の見極め		生活状況調査、財産調査		○	○
	③資力に応じた対応	資力あり	催告、納付管理、滞納処分		○	○
		資力なし	催告、納付管理、処分停止		○	○

保：保険係職員、収：収納係職員、サ：保険サービス員
 ※3期以内の滞納もしくは3回以内の約束不履行世帯

○ また、平成 28 年度決算における現年分、滞納繰越分の滞納世帯・滞納額の状況は、以下のとおりである。



※ 滞納解消資力あり：所得から差押え禁止額を除き、さらに現年分保険料を差し引いてもなお所得が残る世帯のこと。

※ 平成 28 年度決算時における各世帯の所得情報及び構成員情報を基に作成。国税徴収法第 76 条の給与差押禁止額の規定にあてはめ、滞納処分可否を分類。なお、その他の財産情報は考慮していない。

○ 現年分における「差押禁止額以上の所得」世帯、滞繰分における「滞納解消資力あり」については、滞納処分による強制徴収も可能な世帯であり、更なる収納率の向上が見込める。

○ 一方で、現年における「差押禁止額以下の所得」世帯及び滞繰における「滞納解消資力なし」世帯については、給与等以外の財産資力がないか調査を徹底し、現年分については地道に徴収努力を行い、滞繰分については地道な徴収努力のほか、状況により処分停止を行うなどして滞納解消させる必要がある。

4 全市の目標

- 他政令指定都市の状況を見てみると、現在収納率が最も高いのは、名古屋市であり、現年分収納率は96.17%となっている。この名古屋市をはじめ、政令市の全体的な傾向としては、収納率は向上基調にある。
- 札幌市においても、ここ数年収納率を伸ばし続けており、平成28年度決算においては、現年分収納率が92.72%となった。
 しかしながら、前頁でも示したように、まだまだ収納対策を推進し、収納率向上を図る余地は残されていると考えられる。
- 平成30年～32年の現年分収納率目標（全市）に関しては、引き続き毎年前年度決算数値+0.5%を目指すこととする。

現年(全体)分収納率

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
収納率(%)	91.94	92.72	93.28	93.78	94.28	94.78



※平成29年度以降はそれぞれの年度目標を達成した場合の数値

- 平成30年～32年の滞納繰越分収納率目標（全市）に関しては、過去5年度分の伸長傾向から、毎年前年決算数値+2.16%を目指すこととする。

滞繰(全体)分収納率

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均
収納率(%)	12.26	14.26	16.53	18.53	21.39	
伸び率	1.68	2.00	2.27	2.00	2.86	2.16

5 各区の目標

- 区の目標収納率は、毎年度6月下旬を目途として、全市目標収納率を達成できるように本庁と各区で調整して決める。
- 各区では、目標を達成するため、年間計画・月間計画を策定するなど、効果的・効率的に滞納整理に取り組んでいく。
- 保険サービス員は初期の滞納世帯への対応、職員は初期滞納以外の世帯への対応（差押等）を重点実施するなど、双方が役割分担を行い、連携して滞納整理を効果的に進める。
- 目標管理にあたって、1月頃を目途に定期的なヒアリング（進捗状況を確認、改善策を協議）を行うほか、必要に応じて適宜本庁と各区で協議の場を設ける。

6 各区における進捗管理

- 収納対策を効果的に進めていくためには、個々の滞納整理職員や保険サービス員等の努力が重要であることはもちろんだが、組織として進捗管理を徹底していくことも重要である。管理監督者は、特に以下の点に留意して進捗管理を行っていく。
- 基本方針や重点項目に基づく事務処理が適切に行われているかチェックを徹底する。
 - ⇒ 分割約束等の決裁時において、生活状況や財産状況の確認が適切に行われているか、その上で基本方針等に見合った対応が行われているか確認を徹底する。適切な対応が行われていない場合には、改善を行うよう指導する。
- 定期的に3者（4者）ミーティングを行うなど、各地区の滞納整理の進捗状況を確認し、管理を徹底する。
 - ⇒ 進捗状況が芳しくない場合には、具体的な原因を究明し、改善すべきことを具体的に指示する。

7 その他の取組

(1) 口座振替率の維持向上

- 自主納付している滞納の無い世帯に対しても、口座振替の勧奨を行う。
- 一部納付や完納などにより証区分が変更となる際には、口座振替申込書の同封を原則とする。

○ 新規国保加入者の口座振替を徹底するために、届出様式を変更する。

(2) 研修の充実強化

収納対策の強化にあたっては、各区収納係の職員や保険サービス員のスキルアップが欠かせない。今後は、経験年数や時機をとらえたテーマに応じて体系的なカリキュラムを組むなど、より一層、研修の充実強化を図っていく。

(3) 情報共有の徹底

収納対策の強化にあたっては、各区内での情報共有とともに、本庁と各区との情報共有が重要である。各区においては、日々の打合せや定例会議などを活用してコミュニケーションを深めるとともに、本庁と各区においては、ヒアリングや定例会議などを活用し、より一層、情報共有を徹底していく。

(4) 調査研究の推進

他都市における先進的な滞納整理手法の調査を引き続き行い、効率的かつ効果的な収納対策の手法について、積極的に調査研究を行っていく。